

マイトツプニュース



## 労働者目線の政策望む

こばやし ももか  
小林 百伽さん(足羽中2年)

6月29日に参院本会議で、働き方改革関連法が成立しました。私は働き方改革法には賛成ですが、労働時間規制や残業代支払いの対象外とする高度プロフェッショナル制度(高プロ)には反対です。なぜなら、この制度があると、長時間、残業するブラック企業がさらに増えて、過労死の危険が今よりも増えると思うからです。この高プロ

制度は労働者本人の意向により撤回が可能になりましたが、ブラック企業では撤回が難しいと思います。

最近になり、長時間労働や過労死の問題が目立つようになり、対策が取られてきましたが、高プロのように逆行する政策もあるので、もっと労働者目線から考えて対策を取ってほしいと思います。

### 働き方改革法成立

#### 初罰則付き残業規制

参院本会議で、働き方改革関連法(労働時間規制、高プロ)が成立した。高プロは労働者本人の意向により撤回が可能になった。初罰則付き残業規制も導入された。

施行時期	内容
2018年10月1日	労働時間規制(1週間45時間以内)
2018年10月1日	初罰則付き残業規制(1時間あたり1.25倍)
2018年10月1日	高プロ(高度プロフェッショナル制度)
2018年10月1日	労働者本人の意向により撤回可能
2018年10月1日	労働時間規制(1週間45時間以内)
2018年10月1日	初罰則付き残業規制(1時間あたり1.25倍)
2018年10月1日	高プロ(高度プロフェッショナル制度)
2018年10月1日	労働者本人の意向により撤回可能

参院本会議で、働き方改革関連法(労働時間規制、高プロ)が成立した。高プロは労働者本人の意向により撤回が可能になった。初罰則付き残業規制も導入された。